

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍◆

第13回 「通勤途中の労災認定について」

【ニュース概略】 国務院（中央政府）はこのほど開催した常務会議で、被雇用者の労働災害保険について規定した「工傷（労災）保険条例」を改定することを決めた。通勤時の労災認定範囲を、従来の機動車の事故のみから軌道交通（地下鉄・LRT＝軽量軌道交通）まで拡大したほか、補償一時金の額を引き上げることなどが骨子。草案の調整を経て、正式に発表される予定という。（NNA 2010年12月10日の記事から抜粋）

この記事は2010年に掲載されたもので、改定された「工傷保険条例」（以下「新労災保険条例」）は同年12月20日に公布され、既に11年1月1日より施行されています。新労災保険条例では、加入主体の拡大や「一括性労災死亡補助金」の支給基準の引き上げを規定したほか、通勤途中で発生した交通事故を労災事故として認定する際の判断基準も大きく変えています。通勤途中の交通事故には、一般的な労災とは異なり、会社側として労災発生の予測・予防が困難であるという特徴があるため、特に郊外の工業園に位置し、通勤バスを用意しておらず、従業員の多くがバイクで通勤している会社は、今回の改定のポイントを深く理解する必要があります。

1. 交通事故について

新労災保険条例は、傷害の原因である「交通事故」の範囲を、従来の「機動車事故」から、（1）「主に本人の責任によらない交通事故」、（2）「都市鉄道交通、客用フェリー、列車事故」にまで大きく拡大しました。

まず、「交通事故」は主に「機動車事故」と「非機動車事故」の2つに大別されます。労災認定の対象となる交通事故について、従来は、前者のみに限定されてきましたが、今般の改定によって、非機動車事故も認定範囲に加わりました。「機動車」と「非機動車」という概念は、日本人の方にとって少々馴染みが薄いかと思いますが、「道路交通安全法」によりますと、「非機動車」とは、「人力または畜力をもって駆動し、道路において走行する交通手段並びに動力装置があり駆動するけれども、設計最高時速、空車質量及び外形寸法が関係する国家標準に適合する身体障害者の電動車椅子及び電動自転車等の交通手段」と定義されています。簡単に言えば、電動自動車を含む自転車間、または自転車、馬車や牛車と歩行者との間で発生した事故についても、今後「労災」であると認定される可能性が十分あると言えます。

また、新労災保険条例では、労災認定の前提条件を「本人に主な責任のない」交通事故に限定しています。従って、労災認定争議を避けるためにも、傷害を受けた交通事故が発生した後に、当事者同士の協議により解決するのではなく、警察を呼んだ上で、事故の責任帰属に関する認定書を発行してもらわなければならない旨、普段から従業員に対する教育を徹底すべきであると考えられます。

2. 通勤途中について

実務上では、「通勤途中」に対する認識について、利害関係者の間で大きく異なっているケースが見受けられますが、残念ながら国としての明確な定義と認定基準はまだ公布されていません。このような状況において、認定機関は、一般的に「合理的な時間」と「合理的な通勤ルート」というやや曖昧な認定基準に基づいて、労働者側にとって有利な解釈をしていることが多いのです。従って、企業としては、労働者の出退勤時間、休憩日と業務日、住所、通常の通勤手段と通勤ルートに関する資料を、企業と従業員の双方が署名の上、保管しておく必要があるでしょう。

3. 終わりに

労災保険を掛けているから、労災に認定されたとしても会社にとって実害はない、というお考えの管理者の方もいらっしゃるかもしれませんが、これは安易な認識であると言わざるを得ません。労災と認定された場合には、一括性後遺症就業補助金の支給が必要となり、労働契約の解除と終了が禁止されるなど、企業にとっても影響が大きいので、労災の認定基準に対する理解は、管理者の方々にとって必要不可欠でありましょう。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京)：北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京)：(8610) 6530-7711

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：xionglin@aaalawfirm.com